

各指標の算定結果

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

－(赤字なし)

一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ありません。

(算式)

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

※標準財政規模 … 標準的に収入が見込まれる税金や地方交付税などの一般財源の規模を示すものです。

(単位:億円。表示単位未満は四捨五入)

区 分		収 支
①一般会計		33
②特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付金	0
	農業改良資金	0
	県有模範林施設費	0
	小規模企業者等設備導入資金	0
	用地先行取得	5
	収入証紙	3
	林業改善資金	0
	公債管理	0
	中小企業振興資金	0
	新エネルギー	0
合計(①+②)		42億円

標準財政規模 4,394億円

【参考値】

早期健全化基準

黒字
(0.94%)

赤字

3.75%

※ 標準財政規模の比較(平成27年度・平成28年度)

(単位:億円)

	平成27年度	平成28年度	差引
普通交付税	1,198	1,230	32
臨時財政対策債	457	384	▲ 73
標準税収入額等	2,763	2,780	17
計	4,418	4,394	▲ 24